



シンガポール: 暫定措置法に基づく暫定的救済措置に関するアップデート (新型コロナウイルス感染症関連) (2020年4月28日時点)

執筆者: 山中 政人、吉本 智郎

1. はじめに

- 1.1 シンガポールでは、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年4月7日から6月1日¹まで、欧米諸国で取られているロックダウンに類似する「サーキット・ブレーカー」措置が導入され、外出制限などを伴う行動規制が敷かれています。また、同日付で、COVID-19(暫定措置)法2020(2020年法律第14号)(COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 (Act 14 of 2020))(以下「暫定措置法」という。)が成立しました。暫定措置法は、サーキット・ブレーカーに法的拘束力を付与するとともに、新型コロナウイルス感染拡大やそれに伴う行動規制等によって契約上の義務の履行が困難となり、又は財務的窮境に陥っている個人及び企業を保護するために、暫定的な救済措置に関する規定を導入しています²。
- 1.2 本ニューズレターでは、暫定措置法に基づく暫定的救済措置制度に焦点を当て、その概要を解説致します。なお、暫定的救済措置制度との関係では、暫定措置法のほか、その下位規則であるCOVID-19(暫定措置)(債務不履行に対する暫定的救済)規則2020(COVID-19 (Temporary Measures) (Temporary Relief for Inability to Perform Contracts) Regulations 2020)(以下「暫定的救済規則」という。)が施行されています。

¹ 4月28日時点、6月1日までとされていますが、延期の可能性もありますので、ご注意ください。

² これらの概要については、弊所の発行済みニューズレター「[シンガポール: サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート \(2020年4月9日時点\)](#)」をご参照下さい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 債務不履行に対する暫定的救済措置

2.1 どのような内容か

雑駁に言うと、新型コロナウイルス感染拡大によって契約に基づく金銭の支払いなどの債務の履行が困難となった個人又は企業に関し、一定の条件を満たす場合、その相手方が義務の履行を求めて訴訟を提起したり、担保権を実行したりすることを禁止するものです。

2.2 措置が認められる要件

暫定的救済措置は、以下の全ての要件を満たす場合に認められます。

- (a) 対象の契約が、2020年3月25日より前に締結又は更新されたものであること³
- (b) 対象の契約が、暫定措置法の別紙に列挙される各類型の契約(以下「本件類型契約」という。2.5ご参照。)のいずれかに該当すること
- (c) 救済を受けようとする当事者(以下「債務者」という。)において、2020年2月1日以降に発生する契約上の義務を履行することが出来ないこと
- (d) 債務者の債務不履行が、大部分において、新型コロナウイルス感染症のパンデミック又はそれに関連する公的規制に起因するものであること
- (e) 債務者が、対象の契約の相手方、当該契約に基づく債務者の保証人及び履行保証書の発行者がいればその者等(以下「契約相手方等」という。)に対し、暫定措置法に基づく救済を求める通知(Relief Notification)(以下「救済通知」という。)を送付したこと

2.3 措置の内容たる禁止手続

前項に定める要件を満たす場合、債務不履行に対し、契約の相手方が、例えば以下のような手続⁴を取ることが禁じられます。

- (a) 債務者又は債務者の保証人に対する、裁判所における訴訟の開始又は継続
- (b) 債務者又は債務者の保証人に対する、仲裁法(Arbitration Act (Cap. 10 of Singapore))に基づく仲裁手続の開始又は継続
- (c) 不動産に対する担保権の実行
- (d) 債務者又は債務者の保証人に対する破産の申立て
- (e) (不動産の賃貸借又はライセンスに関する契約の場合であって賃料等の金銭の支払いが不履行となっているとき)本件類型契約の解除

2.4 禁止期間

禁止期間は無制限ではなく、次のいずれか早いタイミングで終了します。

- (a) 2020年4月20日から6か月間(以下「本件所定期間」という。)⁵の満了
- (b) 債務者による救済通知の撤回⁶
- (c) 査定員が、当該事案は暫定措置法による暫定的救済措置の対象とはならないと裁定したとき(裁定手続につき、以下

³ この要件を満たす限り、2020年3月25日以降に自動更新された契約も含まれます。

⁴ これらは一部に過ぎず、その他の制限される手続については暫定措置法第5条第3項をご参照下さい。

⁵ 暫定措置法第3条及びCOVID-19(暫定措置)(所定期間)命令2020(COVID-19(Temporary Measures)(Prescribed Period)Order 2020)第2条ご参照。但し、法務大臣はこの期間を延長・短縮することができる点に留意が必要です。

⁶ 債務者は、暫定的救済規則第5条に基づく所定の方法に従い、契約の相手方等に対して所定の様式(Form 3)による撤回通知書を送付することにより、いつでも救済通知を撤回することができます。

2.8 ご参照。)

2.5 救済措置の対象となり得る契約類型

本件類型契約としては、以下のものがあります。

- (a) 銀行又は金融会社(finance company)による企業⁷に対するファシリティ・ローンの付与に関する契約であり、その担保の全部又は一部が、(i)シンガポール国内に所在する商業目的もしくは工業目的の不動産であるか、又は(ii)シンガポール国内に所在する工場、機械又は固定資産であって、製造、生産その他の事業の目的に供されるものであるもの
- (b) 工事請負契約もしくは供給契約⁸(資材の供給契約等)又は工事請負契約もしくは供給契約に基づいて付与される履行保証書もしくはこれに相当するもの
- (c) イベントや観光に関する契約(結婚式のための会場もしくはケータリング、クルーズ又はホテルの宿泊予約等)⁹
- (d) (i)製造、生産又はその他の事業目的に使用されるシンガポールに所在する工場、機械又は固定資産、又は(ii)商業車両のための、買取選択権付き賃貸借契約¹⁰又は条件付き販売契約¹¹
- (e) 非居住用不動産の賃貸借又はライセンス

2.6 救済通知

暫定的救済措置は自動的に発動されるものではなく、債務者は、本件所定期間の間に、上述 2.2(e)に記載のとおり、契約相手方等に対して救済通知を送付する必要がある点に留意が必要です。

救済通知は、所定の様式(Form 1)¹²に基づき、暫定的救済規則に基づいて構築される電子システム(アクセスには SingPass 又は CorpPass が必要)を介し、又は、同規則第 5 条に規定されるその他の方法¹³に従って行われなければなりません。救済通知は、相手方が債務者に対して債務の履行を予め請求していたか否かを問わず、発行することが可能です。もともと、債務者は、救済通知を発行する前に、まず当該契約の相手方と協議・交渉し、暫定的救済措置に頼らずに問題を解決するように努めることが奨励されています。

2.7 違反に対するエンフォースメント

本件類型契約の相手方が、適切に救済通知が送付されたにも拘わらず、暫定措置法に違反して禁止手続を取った場合、

⁷ ここでいう「企業」とは、シンガポールにおいて設立され、事業を行っている法人又は法人格のない団体で、シンガポール国民もしくはシンガポール永住者又はその両方がその株式もしくはその他の持分の 30%以上を保有しており、グループの売上高(適用される会計基準に基づきます。)が直近の会計年度において 1 億シンガポールドルを超えないものをいうとされ、一定のシンガポール人による保有が条件とされる点に留意が必要です。

⁸ 債務者の工事請負契約又は供給契約の履行不能に関しては、履行保証書の保証期限日から 7 日以上前に補償請求することを禁止するなどの追加的な救済も別途存在します(暫定措置法第 6 条)。

⁹ イベント又は観光関連の契約については、原則的に頭金等の没収が禁止されるという追加的な救済も別に存在します(暫定措置法第 7 条)。

¹⁰ 「買取選択権付き賃貸借契約(hire-purchase agreement)」とは、(a)定期的支払いの見返りとして、商品が賃借人に一時的に移転され、かつ(b)契約条件が遵守され、さらに、(i)賃借人による買取選択権の行使、(ii)契約当事者によるその他の特定の行為の実行、又は(iii)その他の特定事由の発生の一つ又は複数が発生した場合に、商品の所有権が賃借人に移転する契約(条件付き販売契約を除く。)をいいます。

¹¹ 「条件付き販売契約(conditional sale agreement)」とは、商品の販売に関する契約であって、その購入価格の一部又は全部が分割払いにより支払われるもので、当該契約に明記される分割払いその他の条件が履行されるまで、当該商品の所有権が所有者に留保されるものをいいます。

¹² 様式 1 について、事業者である場合は (<https://form.gov.sg/#!/5e967e80fc26690011d1554d>) を、個人である場合は (<https://form.gov.sg/#!/5e99958e12ea630011008a65>) をご参照下さい。

¹³ 暫定的救済規則第 5 条によれば、債務者は、相手方等に対する救済通知の送付につき次の方法により行うものとされています。

- (a) 被申立人の直近の電子メールアドレスに、当該電子システムを使用して送付する。
- (b) (a)が不可能である場合は、被申立人の直近の電子メールアドレスに、その他の方法で送付する。
- (c) (a)及び(b)が不可能である場合は、インターネットによるメッセージサービス又は被申立人が所有又は運営するインターネット・ウェブサイト、ブログ、ソーシャルメディア・ページ又はソーシャルネットワーク・インターネット・ウェブサイト(但し、相手方等が電子通信を受領できる仕組みがあり、債務者が本件類型契約に関連して相手方等と通信したことがあるもの)を通じて送付する。
- (d) (a)、(b)及び(c)が不可能である場合は、被申立人の最後の郵便宛先に、前払いの書留郵便で送付する。

債務者は、当該手続の停止又は却下を求め、救済通知覚書(Memorandum of Notification)¹⁴を裁判所又は仲裁廷に提出することができます。

また、合理的な理由なく、暫定措置法に違反して禁止手続を取った者は、1,000 シンガポールドル以下の罰金に処せられる可能性があります。

2.8 裁定手続

債務者による救済通知の送付後、当該事案が暫定的救済措置の要件を満たすか否か(例えば、契約が本件類型契約に該当するか、債務不履行が、大部分において新型コロナウイルス感染症のパンデミック又はそれに関連する公的規制に起因するといえるか等)等)に関して当事者間に争いがある場合、当事者は、本件所定期間の終了から 2 か月が経過する前であれば、査定人登録所(Registry of Assessors)に対し、査定人による裁定を申請することができます。

なお、当事者は、裁定手続¹⁵に関し、弁護士を代理人とすることは認められていません。また、査定人による裁定は、当事者を拘束し、不服申立ても認められません。裁定手続については、現在のところ、手数料はかからず、各当事者は、それに伴って自己に発生した費用をそれぞれで負担するものとされています。

裁定手続の詳細については、<https://www.mlaw.gov.sg/covid19-relief/application-for-assessor> をご参照下さい。

3. 財務的窮境に陥った個人又は企業に対する暫定的救済措置

3.1 暫定措置法は、本件所定期間中に財務的窮境に陥った個人や企業に対する暫定的救済措置も規定しています。

3.2 すなわち、そのような個人に関しては、例えば以下のような救済措置が導入されています。

- (a) 裁判所に対して破産申立てを行うために求められる最低負債金額基準について、1 万 5,000 シンガポールドルから 6 万シンガポールドルへの引き上げ
- (b) 債権者からの債務履行催告に応じるべき法定期間(当該期間内に債務を履行しないと、破産申立ての要件たる支払不能状態にあるものとみなされてしまう)について、21 日から 6 か月に延長
- (c) 破産法(Bankruptcy Act)に基づく債務返済スキーム(debt repayment scheme)によるための最高負債金額基準を 10 万シンガポールドルから 25 万シンガポールドルに引き上げ
- (d) 破産者は、該当の債務が本件所定期間中かつ破産申請前の同人の通常の業務の過程で生じたものである限り、支払不能状態にあるとしても、業務上の取引を停止すべき義務から一時的に解放され、取引を継続することが認められる

3.3 企業に対しては、例えば以下のような救済措置が導入されています。

- (a) 会社法(Companies Act)に基づく法定催告(statutory demand)の最低請求金額基準及び支払不能状態にあるとみなされる最低金額基準を 1 万シンガポールドルから 10 万シンガポールドルに引き上げ
- (b) 法定催告(statutory demand)に応じるべき法定期間(当該期間内に債務を履行しないと、破産申立ての要件たる支払不能状態にあるものとみなされてしまう)について、21 日から 6 か月に延長
- (c) 会社の役員は、該当の債務が本件所定期間中かつジュディシャルマネジャー又は清算人の選任前の同社の通常の業務の過程で生じたものである限り、支払不能状態にあるとしても、業務上の取引を停止すべき義務から一時的に解放され、取引を継続することが認められる(但し、かかる債務が不正によって生じたものである場合はこの限りではない)

¹⁴ 救済通知覚書の様式については、<https://www.mlaw.gov.sg/covid19-relief/memorandum-of-notification> をご参照下さい。

¹⁵ ヒアリングは、査定人がテレビ会議や対面によるヒアリングの必要性があると考える場合を除き、一般的には電子メールの交換によって行われます。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m_yamana@jurists.co.jp



よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所
t_yoshimoto@jurists.co.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。